

2009(平成21)年度 法学既修者認定試験問題

憲 法

(90分、総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題用紙は、表紙をふくめて4ページで、問題は2問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

第1問

次の(1)・(2)の各問に答えなさい。(30点)

(1) 議院の国政調査権(憲法第62条)についての補助的権能説の内容を紹介しなさい。また、国政調査権は司法権との関係でどのような限界があるとされているか、簡潔に説明しなさい。(15点)

(2) 従来、国会議員の選挙制度についてはさまざまな角度から問題がとりあげられ、その合憲性が裁判所において扱われてきた。最高裁判所で合憲性が争われた事例を3つあげて、その内容を簡潔に紹介し、それらの事例に含まれるどのような事項が、憲法のどの条文との関係で問題となるのか説明しなさい。最高裁判所の見解を説明する必要はない。(15点)

第2問

次の文章を読んで、(1)・(2)の各問に答えなさい。(70点)

政治資金規正法は、「議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」法律である(同法第1条)。

同法第21条の3第1項は、「政党……に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。」とし、同項第2号は、次のように定めている。

二 会社のする寄附

次の表の上欄に掲げる会社の資本金の額又は出資の金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

(上欄)	(下欄)
五十億円以上	三千万円
十億円以上五十億円未満	千五百万円
十億円未満	七百五十万円

この規定に違反して寄附をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処せられる（同法第26条第1号）。

201X年に、「会社による政党への寄附は、個人による寄附と比べものにならない大きな額になるため、国民の自由な政治活動を前提にした選挙権の行使という議会制民主主義のプロセスをゆがめるとともに、本来ならば自助努力により資金を調達すべき政党のあり方をもゆがめるおそれがある」とする世論が高まり、会社による政党への寄附を全面的に禁止することを公約に掲げたA党が政権についた。

A党による内閣はさっそく政治資金規正法改正案を国会に提出した。それによると、第21条の3第1項中第2号などが削除され、これに代わって、「会社は政党に対して政治活動に関する寄附をしてはならない。」という条文が設けられる。そして、これに違反して寄附をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処せられることとなっている。

(1) この政治資金規正法改正案に憲法上問題があると主張する見解を作成しなさい。

ただし、改正案の文言の明確性について論じる必要はない。 (50点)

(2) (1)の見解に対してどのような反論が可能か、簡潔に述べなさい。箇条書にし

てもよい。 (20点)

余白